

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 28 日 (金) 第 603 号 の 8



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿 児 島 県 事 務 処 理 の 特 例 に 関 す る 条 例 に 基 づ き 市 町 村 が 処 理 す る 事 務 の 範 囲 を 定 め る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (市 町 村 課 取 扱 い) 1
- 生 活 保 護 法 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (社 会 福 祉 課 取 扱 い) 2
- 都 市 計 画 法 に 基 づ く 開 発 行 為 等 の 規 制 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (建 築 課 取 扱 い) 5
- 鹿 児 島 県 証 紙 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (会 計 課 取 扱 い) 10
- 鹿 児 島 県 会 計 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (会 計 課 取 扱 い) 11
- 物 品 等 又 は 特 定 役 務 の 調 達 手 続 に 関 す る 鹿 児 島 県 契 約 規 則 の 特 例 を 定 め る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (会 計 課 取 扱 い) 11

規 則

鹿 児 島 県 事 務 処 理 の 特 例 に 関 す る 条 例 に 基 づ き 市 町 村 が 処 理 す る 事 務 の 範 囲 を 定 め る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 7 年 3 月 28 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 20 号

鹿 児 島 県 事 務 処 理 の 特 例 に 関 す る 条 例 に 基 づ き 市 町 村 が 処 理 す る 事 務 の 範 囲 を 定 め る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 事 務 処 理 の 特 例 に 関 す る 条 例 に 基 づ き 市 町 村 が 処 理 す る 事 務 の 範 囲 を 定 め る 規 則 (平 成 12 年 鹿 児 島 県 規 則 第 88 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別 表 土 木 部 の 表 中 条 例 別 表 土 木 部 の 表 6 の 項 第 9 号 に 規 定 す る 建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) の 施 行 に 係 る 事 務 の う ち 規 則 に 基 づ く 事 務 で あ っ て 別 に 規 則 で 定 め る も の の 項 を 1 の 項 と し、同 表 に 次 の よう に 加 え る。

2 条 例 別 表 土 木 部 の 表 6 の 2 の 項 第 53 号 に 規 定 す る 宅 地 造 成 及 び 特 定 盛 土 等 規 制 法 (昭 和 36 年 法 律 第 191 号) の 施 行 に 係 る 事 務 の う ち 規 則 に 基 づ く 事 務 で あ っ て 別 に 規 則 で 定 め る も の

- 鹿 児 島 県 宅 地 造 成 及 び 特 定 盛 土 等 規 制 法 施 行 細 則 (令 和 7 年 鹿 児 島 県 規 則 第 19 号。以 下 こ の 項 に お い て 「規 則」とい う。)に 基 づ く 事 務 の う ち、次 に 掲 げ る も の
- (1) 規 則 第 5 条 の 規 定 に よ る 工 事 着 手 届 出 書 の 受 理
 - (2) 規 則 第 6 条 の 規 定 に よ る 工 事 中 止 (再 開 ・ 廃 止) 届 出 書 の 受 理
 - (3) 規 則 第 11 条 の 規 定 に よ る 宅 地 造 成 又 は 特 定 盛 土 等 に 関 す る 工 事 の 一 部 完 了 検 査 及 び 一 部 検 査 済 証 の 交 付
 - (4) 規 則 第 13 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 宅 地 造 成 等 に 関 す る 届 出 工 事 の 変 更 届 出 書 の 受 理
 - (5) 規 則 第 13 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 擁 壁 等 に 関 す る 届 出 工 事 の 変 更 届 出 書 の 受 理

- | | |
|--|---|
| | (6) 規則第14条の規定による届出工事に関する完了届出書の受理
(7) 規則第15条の規定による工事着手届出書の受理
(8) 規則第16条の規定による工事中止（再開・廃止）届出書の受理
(9) 規則第21条の規定による特定盛土等に関する工事の一部完了検査及び一部検査済証の交付
(10) 規則第23条第1項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更届出書の受理
(11) 規則第23条第2項の規定による擁壁等に関する届出工事の変更届出書の受理
(12) 規則第24条の規定による届出工事に関する完了届出書の受理
(13) 規則第27条の規定による盛土規制法調書の作成等、閲覧の実施及び写しの交付 |
|--|---|

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

.....

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第21号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和57年鹿児島県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「施行令」という。」を削る。

第 3 条第 1 項第 5 号中「進学準備給付金支給決定調書」を「進学・就職準備給付金支給決定調書」に改める。

第25条の見出し中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条第1項中「進学準備給付金支給申請書」を「進学・就職準備給付金支給申請書」に改め、同条第2項中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金支給決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給決定通知書」に、「進学準備給付金支給申請却下決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給申請却下決定通知書」に改める。

別記第 3 号様式の 3 中

「 進学準備給付金支給決定調書 」を

「 進学・就職準備給付金支給決定調書 」に、

「 進学準備給付金支給決定伺 」を

「 進学・就職準備給付金支給決定伺 」に、

「 進学準備給付金決定欄 」を

「 進学・就職準備給付金決定欄 」に、

「

進学先の特定教育訓練施設の名称

 」を

「

進 学 先
又 は
就 職 先
進 学 後 又 は

 」に改める。

進学後の居住先

就 職 後
の 居 住 先

別記第47号様式中

「4 就労自立給付金振込先

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合のみ記載してください。

金融機関名	本・支店名	預金種別	口座番号	(フリガナ) 口座名義人

を

※ 振込先が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

「4 公金受取口座の利用について（該当する□にレ印を付けてください。）

利用する 利用しない

※ 上記で「利用しない」を選択した場合は、原則保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

に

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途申し出てください。

改める。

別記第50号様式を次のように改める。

第 50 号 様 式 (第 25 条 関 係)

年 月 日

地域振興局長
支 庁 長 殿

申請者 (進学する者又は就職する者)
住所又は居所
氏名
個人番号

進学・就職準備給付金支給申請書

進学・就職準備給付金の支給を受けたいので、生活保護法施行規則第 18 条の 9 第 1 項の規定により、下記のとおり必要書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名
- 2 申請者の生年月日
- 3 進学・就職する先 (大学等名, 会社名等)
- 4 進学・就職後の居住先 (該当する□にレ印を付けてください。)
 - 進学・就職前の住宅と同じ
 - 転居により進学・就職前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)
 - 居住 (予定) 地 ()
- 5 就職の場合, おおむね 6 月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由
- 6 関係書類
 - (1) 進学の場合
 - ア 入学手続に着手していることが確認できる次のいずれかの書類
 - (㊦) 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - (㊧) 入学金延納 (進学後に納付すること) を申請した書類の写し
 - (㊨) 入学金等の納付が不要の場合, 進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - イ 進学に伴い転居する場合は, 新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - ウ その他支給決定に当たり必要な書類
 - ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については, 進学する特定教育訓練施設の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で, 後日, 特定教育訓練施設に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
 - (2) 就職の場合
 - ア 就職する見込みであることが確認できる次のいずれかの書類
 - (㊦) 内定通知書, 事業主の発行する就職証明書等
 - (㊧) 個人事業主の場合は, 個人事業の開業届の写し
 - (㊨) その他確実に就職先に就職することを証する書類
 - イ 就職に伴い転居する場合は, 新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - ウ その他支給決定に当たり必要な書類
 - ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については, 就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で, 後日, 就職するまでにこれらの書類を提出してください。
- 7 進学・就職準備給付金振込先 (申請者名義の口座に限ります。)
 - 公金受取口座 (該当する□にレ印を付けてください。)
 - 利用する □ 利用しない

金融機関名	本・支店名	預金種別	口座番号	(フリガナ) 口座名義人

※ 振込先が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。
 ※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので, 上記で「利用する」を選択した場合は, 本給付金振込先の記載及び通帳の写しなどの書類の添付は不要です。

注 偽りその他不正な手段により進学・就職準備給付金の支給を受けた場合には, 生活保護法第 85 条第 2 項又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

別記第 51 号様式中「進学準備給付金支給決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給決定通知書」に、「による進学準備給付金」を「による進学・就職準備給付金」に、「3 進学準備給付金の支給日及び支給方法」を「3 進学・就職準備給付金の支給日及び支給方法」に改める。

別記第 51 号様式の 2 中「進学準備給付金支給申請却下決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給申請却下決定通知書」に、「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の生活保護法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 22 号

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則（昭和 46 年鹿児島県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「建築の用に供する目的で行う開発行為」の次に「（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要するものを除く。）」を、「建設の用に供する目的で行う開発行為（」の次に「当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び」を加える。

第 22 条第 2 項中「住宅の用に供する目的で行う開発行為」の次に「（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要するものを除く。）」を、「建設の用に供する目的で行う開発行為（」の次に「当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び」を加える。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記

第 1 号 様 式 (第 2 条 関 係)

設 計 説 明 書
(第 1 面)

設 計 の 方 針	建 築 物 用	1 開発の目的及び母都市との関係 2 計画人口, 計画戸数及び人口密度 3 住区及び街区の構成							
	第 一 種 特 定 工 作 物 用	1 開発の目的及び周辺地域の環境保全 2 工作物の種類並びに設備の内容及び規模 3 計画人口							
	第 二 種 特 定 工 作 物 用	1 開発の目的及び内容 2 工作物の種類及び規模 3 計画利用人口							
工 区 計 画	工 区 名		工 区 面 積		着 手 予 定 年 月 日		完 了 予 定 年 月 日		
			m ²						
開 発 区 域 内 の 土 地 の 現 況	区 域		宅地造成及び特定盛土等 規制法に基づく規制区域		用 途 地 域		そ の 他		
	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められて いない都市計画区域 <input type="checkbox"/> 準都市計画区域 <input type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都 市計画区域外の区域		<input type="checkbox"/> 宅地造成等工事規制 区域 <input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域 <input type="checkbox"/> 規制区域外						
	地 目 別 概 要	区分	山 林	原 野	農 地	宅 地	公共施設 用 地	そ の 他	計
地 目 別 概 要	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	割合	%	%	%	%	%	%	100%	
	所 有 別 概 要	区分	自 己 所 有	買 収 予 定	地 主 還 元	そ の 他	計		
所 有 別 概 要	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	割合	%	%	%	%	%	%	100%	

土 地 利 用 計 画	区分	住宅用地	公共施設 用地	公益的施設 用地	その他	計		表土保全 用地	樹木保存 用地	緑地帯その 他の緩衝帯
	面積	m ²		m ²	m ²	m ²				
	割合	%	%	%	%	100%		%	%	%
公 共 施 設 用 地	区分	道 路	公 園	緑 地	下 水 道	排 水 路	河 川	消 防 用 貯 水 施 設	そ の 他	計
	面積	m ²	m ²	m ²						
	割合	%	%	%	%	%	%	%	%	%
計 画	区分	教 育 施 設		医 療 施 設		交 通 施 設		購 買 施 設		そ の 他
	面積	m ²		m ²		m ²		m ²		m ²
	割合	%		%		%		%		%

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を付けること。
- 2 土地利用計画の欄は、開発区域の内、外（取付道路、水路等）に分け、区域外は（ ）書きすること。
- 3 土地利用計画の欄の各施設用地面積は、次の要領で算定すること。
- (1) 住宅用地には、各宅地に付随する法面のりを入れること。
 - (2) 道路には、道路（側溝を含む。）、橋、トンネル、広場、公共階段、公共駐車場等を入れること。
 - (3) 緑地には、自然緑地及び法面緑地のりを入れること。
 - (4) 下水道には、下水道法の適用を受ける下水道を入れること。
 - (5) 排水路には、下水道法及び河川法のいずれも適用を受けない水路で、幅員1メートル以上のものを入れること。
 - (6) 河川には、河川法の適用を受ける河川を入れること。
 - (7) それぞれの記入に当たっては、公共施設整備計画及び公益的施設整備計画の分類を参考にすること。
 - (8) 公益的施設用地のその他には、通信、福祉、保安、集会、文化、管理、行政、サービス等の施設用地を入れること。

(第 2 面)

区 分	施 設 名	新 設 す る 場 合	開 発 区 域 外 既 存 施 設 と の 関 連	
公 共 施 設 整 備 計 画	道 路	<input type="checkbox"/> 全面舗装 (砂利敷を除く。) <input type="checkbox"/> 主要道路及び急勾配道路のみ舗装	関連すべき道路の性格 <input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 県道 <input type="checkbox"/> 市町村道 <input type="checkbox"/> その他の道路	
	公 園	<input type="checkbox"/> プレイロット <input type="checkbox"/> 児童公園 <input type="checkbox"/> 近隣公園	箇所 箇所 箇所 <input type="checkbox"/> 区域外公園を利用 当該公園まで m	
	緑 地	<input type="checkbox"/> 自然緑地 <input type="checkbox"/> 法面緑地	箇所 箇所 <input type="checkbox"/> 区域外緑地を利用 当該緑地まで m	
	下 水 道	公 共 下 水 道	<input type="checkbox"/> 雨水渠 <input type="checkbox"/> 污水管 <input type="checkbox"/> ポンプ場 <input type="checkbox"/> 終末処理場 <input type="checkbox"/> 遊水池 (恒久的)	雨水 <input type="checkbox"/> 公共下水道へ接続放流 (名称) <input type="checkbox"/> 都市下水路, 排水路, 河川へ接続放流 (名称) 污水 <input type="checkbox"/> 公共下水道へ接続放流 (名称) <input type="checkbox"/> 都市下水路, 排水路, 河川へ接続放流 (名称)
		都 市 下 水 路	<input type="checkbox"/> 管渠 <input type="checkbox"/> ポンプ場 <input type="checkbox"/> 遊水池 (恒久的)	箇所 箇所 箇所 <input type="checkbox"/> 公共下水道へ接続放流 (名称) <input type="checkbox"/> 都市下水路, 排水路, 河川へ接続放流 (名称)
	排 水 路	<input type="checkbox"/> 管渠 <input type="checkbox"/> ポンプ場 <input type="checkbox"/> 遊水池 (恒久的)	箇所 箇所 箇所 <input type="checkbox"/> 公共下水道へ接続放流 (名称) <input type="checkbox"/> 都市下水路, 排水路, 河川へ接続放流 (名称)	
	河 川	<input type="checkbox"/> 河川	<input type="checkbox"/> 河川へ接続放流 (名称)	
	消 防 用 貯 水 施 設	<input type="checkbox"/> 消火栓 <input type="checkbox"/> 貯水施設	箇所 箇所 <input type="checkbox"/> 区域外貯水施設を利用 当該施設まで m <input type="checkbox"/> 区域外河川, ため池等を利用	
	そ の 他		当該河川等まで m	
	公 益 的 施 設 整 備 計 画	教 育 施 設	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> 中学校	校 校 校 <input type="checkbox"/> 区域外施設を利用 幼稚園まで m 小学校まで m 中学校まで m
医 療 施 設		<input type="checkbox"/> 診療所 <input type="checkbox"/> 病院	箇所 箇所 <input type="checkbox"/> 区域外施設を利用 病院等まで m	
交 通 施 設		<input type="checkbox"/> バス停留所 <input type="checkbox"/> タクシー営業所 <input type="checkbox"/> 公共駐車場	箇所 箇所 箇所 <input type="checkbox"/> 区域外施設を利用 バス停留所まで m 鉄道駅まで m	
購 買 施 設		<input type="checkbox"/> 日用品店 <input type="checkbox"/> スーパーマーケット <input type="checkbox"/> 専門店	店舗 店舗 店舗 <input type="checkbox"/> 区域外施設を利用 商店街まで m	
給 水 施 設		<input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> 専用水道	<input type="checkbox"/> 区域外施設を利用 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> 専用水道	
ガ ス 施 設		<input type="checkbox"/> 供給源施設	<input type="checkbox"/> 都市ガス利用	
電 気 施 設		<input type="checkbox"/> 街灯 <input type="checkbox"/> 配電施設	基 箇所 <input type="checkbox"/> 区域外配電施設を利用	
し 尿 処 理 施 設		<input type="checkbox"/> 污水管 <input type="checkbox"/> 共同し尿浄化槽	基 <input type="checkbox"/> 公共下水道へ放流 (名称) <input type="checkbox"/> 都市下水路, 排水路, 河川へ放流 (名称) <input type="checkbox"/> 浄化槽の管理主体 (名称)	
そ の 他				

注 のある欄は, 該当する にレ印を付けること。

(第3面)

宅地造成又は特定盛土等の概要					
代表地点の緯度経度		緯度：	度	分 秒	
		経度：	度	分 秒	
工事着手前の土地利用状況					
盛土のタイプ		平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
土地の地形		溪流等への該当 有 ・ 無			
工 事 の 概 要	盛土又は切土の高さ		m		
	盛土又は切土をする土地の面積		m ²		
	盛土又は切土の土量		盛土	m ³	
			切土	m ³	
	擁 壁		番号	構造	高さ 延長
					m m
					m m
	崖面崩壊防止施設		番号	構造	高さ 延長
					m m
					m m
	排水施設		番号	構造	高さ ^{のり} 延長
					cm m
					cm m
	崖面の保護の方法				
	崖面以外の地表面の保護の方法				
	工事中の危害防止のための措置				
その他の措置					

- 注 1 許可を受けようとする開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する場合は第3面を記入すること。
- 2 代表地点の緯度経度の欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。
- 3 盛土のタイプの欄は、該当する全ての盛土のタイプに○印を付けること。
- 4 土地の地形の欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付けること。

別記第 7 号様式注 2 (2)中「履歴書」を「住民票の写し等」に改め、同様式注 2 中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 役員の住民票の写し等

別記第 8 号様式注 2 (1)中「履歴書」を「住民票の写し等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....
鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 23 号

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県証紙条例施行規則（昭和 39 年鹿児島県規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 「 | 工作物完了検査申請又は計画通知完了検査手数料 | 」を

工作物完了検査申請又は計画通知完了検査手数料 既存建築物の敷地と道路の制限適用除外認定申請 手数料 既存建築物の道路内建築制限適用除外認定申請手 数料	に、
---	----

宅地造成等工事規制区域内宅地造成等許可申請手 数料	を
------------------------------	---

宅地造成又は特定盛土等の工事許可申請手数料 土石の堆積工事許可申請手数料 宅地造成又は特定盛土等の工事変更許可申請手 数料 土石の堆積工事変更許可申請手数料 中間検査申請手数料 証明書の交付手数料 盛土規制法調書の写しの交付手数料	に、
--	----

エネルギー消費性能向上計画認定又はエネルギー 消費性能認定申請手数料	を
---------------------------------------	---

エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	に、
----------------------	----

自動車保管場所証明書交付手数料 保管場所標章交付手数料 保管場所標章再交付手数料	を
--	---

自動車保管場所証明書交付手数料	に改める。
-----------------	-------

附 則

この規則中別表第 1 の改正規定（

「 宅地造成等工事規制区域内宅地造成等許可申請手数料	を	
「 宅地造成又は特定盛土等の工事許可申請手数料 土石の堆積工事許可申請手数料 宅地造成又は特定盛土等の工事変更許可申請手数料 土石の堆積工事変更許可申請手数料 中間検査申請手数料 証明書の交付手数料 盛土規制法調書の写しの交付手数料		に改める部分を除く。)は令和 7 年 4

月 1 日から、その他の規定は同年 5 月 1 日から施行する。

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 24 号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則（昭和 62 年鹿児島県規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 収支かいの表大島特別支援学校の項の次に次のように加える。

いろは中学校	出納員	事務長
--------	-----	-----

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

物品等又は特定役務の調達手続に関する鹿児島県契約規則の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 25 号

物品等又は特定役務の調達手続に関する鹿児島県契約規則の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続に関する鹿児島県契約規則の特例を定める規則（平成 7 年鹿児島県規則第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「（一連の調達契約のうち最初の契約に係る一般競争入札の公告において当該最初の契約以外の契約に係る一般競争入札の公告をその入札期日の前日から起算して少なくとも 24 日前までに行う旨を規定した場合における当該最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24 日前）」を削る。

第 8 条第 1 項中「（一連の調達契約のうち最初の契約に係る指名の通知において当該最初の契約以外の契約に係る指名の通知を当該入札期日の前日から起算して少なくとも 24 日前までに行う旨を示した場合における当該最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24 日前）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。